

諮詢庁：厚生労働大臣

諮詢日：平成30年10月5日（平成30年（行情）諮詢第435号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第523号）

事件名：管理職が事業や各部署の業務を評価・分析等した文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「管理職が事業・施策・計画や各部署の業務を評価（自己評価）・分析等したもの。（平成28、29年度作成分に限定します。労働局と特定公共職業安定所、特定労働基準監督署分に限定します。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年6月14日付け愛労発総0614第7号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

管理職が施策や各部署の業務を評価・分析したものがまったくないとは考えられない。一般的に管理職は施策や各部署の業務の遂行に大きな影響力があり、業務の成果や結果等に対し高いレベルでの説明責任が求められる。

### 第3 諒問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年3月29日付で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「管理職が事業・施策・計画や各部署の業務を評価（自己評価）・分析等したもの。（平成28、29年度作成分に限定します。労働局と特定公共職業安定所、特定労働基準監督署分に限定します。）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年7月14日付け（同月17日受付）で本件審査

請求を提起したものである。

## 2 略問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 3 理由

### (1) 本件審査請求に係る開示請求の経緯について

ア 本件審査請求に係る開示請求は、平成30年3月29日付で、審査請求人が「管理職が事業・施策・計画や各部署の業務を評価（自己評価）・分析等したもの。」の開示を求めたものである。

イ 処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが困難であったことから、平成30年4月9日付け、同月20日付け及び同月25日付けで、相当の期間を定めて補正を求めた。

ウ しかしながら、平成30年4月22日付け、同月27日付け及び同月30日付けであった審査請求人からの回答において、開示請求に係る文書を特定するに足る十分な回答は認められず、したがって、法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、同年6月14日付で原処分が行われたものである。

### (2) 原処分の妥当性について

ア 文書の特定について

審査請求人は処分庁に対して、「管理職が事業・施策・計画や各部署の業務を評価（自己評価）・分析等したもの。」の開示を求めている。平成30年4月27日付けの補正申立により、平成28年度及び平成29年度に労働局各部署、特定公共職業安定所及び特定労働基準監督署（以下「各部署」という。）において作成された文書と補正されているが、当該請求においては、「事業・施策・計画や各部署の業務」という文言から、各部署が所掌する業務に関する全ての文書の中から当該請求の対象文書を探索することとなり、また、「管理職が評価・分析等したもの」という用語の意味が広範かつ曖昧であることから、請求内容は包括的であると言わざるを得ない。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

#### イ 補正の手続について

行政機関の長は、法4条2項の規定により開示請求書の形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされている。また、この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされている。

本件審査請求における開示請求において、処分庁は、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが極めて困難であったため、審査請求人に対し、処分庁の組織及び事務分掌等を示したうえで、開示を希望する部署や業務の内容を特定するよう相当の期間を定めて補正を求めているが、審査請求人から十分な回答は得られなかった。

このような経過を踏まえれば、処分庁において、文書を特定するために必要な手続は適正に行われたことが認められる。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る開示請求については、開示を求める行政文書の特定が不十分であり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年10月5日 | 諮詢の受理         |
| ② 同日         | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成31年1月17日 | 審議            |
| ④ 同年3月19日    | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件開示請求は形式的な不備がある不適法な請求であり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮詢庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 原処分の妥当性について

(1) 謝問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮詢庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件審査請求に係る開示請求は、「管理職が事業・施策・計画や各

部署の業務を評価（自己評価）・分析等したもの。（平成28、29年度作成分に限定します。労働局と特定公共職業安定所、特定労働基準監督署分に限定します。）」の開示を求めるものである。

- イ 愛知労働局では、毎年度、愛知地方労働審議会における審議を経た上で行政運営方針を策定し、半期ごとに行政運営方針の進捗状況等を愛知地方労働審議会において審議しているが、これは、管理職が行っているという位置付けのものではなく、組織として行っているものであるため、これに係る文書は、本件対象文書には該当しない。
- ウ また、処分庁においては、厚生労働省人事評価規程（厚生労働省訓第30号）に基づき実施する業績評価により、業務の結果や成果について評価を行っているが、これは、飽くまで、個々の職員の業績等について評価するものであり、事業や施策、計画等について評価するものではないため、本件対象文書には該当しない。
- エ そうすると、愛知労働局、特定公共職業安定所及び特定労働基準監督署が所掌する業務全般にわたり、本件対象文書に該当する文書を探索しなければならないが、これらの所掌事務は、労働局については厚生労働省組織規則（以下「組織規則」という。）759条ないし788条の7により、労働基準監督署については組織規則790条により、公共職業安定所については組織規則793条1項により、それぞれ定められており、具体的には、これらの規定に基づいて、労働局では、総務、労働局の所掌事務に関する企画及び立案、労働基準関係業務、職業安定関係業務、雇用環境均等業務等の多岐にわたる業務を行っており、公共職業安定所においては、庶務、職業紹介、求人、雇用保険業務等の多岐にわたる業務を行っており、労働基準監督署においては、庶務、労災補償、労働保険の適用・徴収、監督、安全衛生等の多岐にわたる業務を行っている。
- オ 本件開示請求書においては、「管理職が事業・施策・計画や各部署の業務を評価（自己評価）・分析等したもの。」と記載されており、広範に過ぎるものであり、対象行政文書を特定することはできず、文書を特定するに足る記載がされていなかったことから、開示請求対象文書が特定できるよう、参考資料として処分庁の組織及び事務分掌等を添付した上で、平成30年4月20日付け及び同月25日付けで、補正を求めた。
- カ これらに対して、審査請求人からは、「平成28、29年度作成分に限定します。労働局と特定公共職業安定所、特定労働基準監督署分に限定します。」との回答を得たが、これ以上の文書を特定することにつながる回答は得られなかつたため、法4条1項に掲げる事項が記載されているとは認められないことから、形式上の不備がある開示請

求として、同年6月14日付けで原処分が行われたものである。

キ 以上のとおり、本件開示請求については、行政文書を特定するに足りる事項が記載されなかったものであり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当である。

(2) 当審査会において確認したところ、労働局の所掌事務は、組織規則759条から788条の7まで掲げられており、労働基準監督署の所掌事務は、組織規則790条において1号から10号まで掲げられており、公共職業安定所の所掌事務は、組織規則793条1項において1号から11号まで掲げられており、愛知労働局、特定公共職業安定所及び特定労働基準監督署において多岐にわたる業務を行っていると認められ、これら業務全般にわたり、本件開示請求の対象となる文書を探索しなければならない旨の上記(1)アないし工の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、処分庁が審査請求人に宛てた「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」では、参考資料として処分庁の組織及び事務文書等を添付するとともに参考とすべき情報を示した上で、どの部署の管理職にかかるものか特定できるよう補正を求める旨の記載が認められるが、審査請求人からは、特定するに十分な回答は得られなかつたことからすると、審査請求人が求める行政文書を特定することが困難であるとする諮問庁の説明は首肯できる。

(3) したがって、本件対象文書については、該当する文書の特定ができず、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子